

丹波市・丹波ひかみ農業協同組合・NOSAI ひょうごの

農業関係補助事業まとめ

～ 農業をされているみなさんへ ～

農業に関する補助事業をまとめました。合言葉は、「儲かる・楽しむ農業」です。
是非、補助事業をご活用ください。

特産物振興

P1～P6

米・黒大豆・栗・小豆・山の芋・
その他作物・認証食品・
機械・施設助成・畜産振興 など

担い手育成

P7～P8

集落営農・認定農業者・
新規就農・助成 など

農地保全・森林整備

P9～P10

獣害対策・農地管理・農地中間管理
など

農業共済

P10

農作物共済(水稻・麦)・家畜共済・収入
保険・建物共済・農機具共済など



令和6年7月作成

- * 記載内容については、制度等の改正により変更になることがあります。
- * 事業の詳細内容等については、市・JA・NOSAI ひょうごの各窓口にお問い合わせください。
- * 事業の関連性等により、同じ事業を重複して記載している場合があります。
- * 令和6年度の新規事業については、事業名の前に★印を記載しております。

市

市が窓口

JA

JAが窓口

NOSAI

兵庫県農業共済組合
丹波事務所が窓口

1. 特産物振興

① 生産支援

米

市

県産地交付金(加工用米)

加工用米を生産する農業者に対して交付(低コスト・高品質化)(対象要件あり)

助成基準

10,000円以内/10a

市

県産地交付金(加工用米)

加工用米を生産する農業者で、複数年(3年)契約に取組む場合、面積に応じて交付(対象要件あり)

助成基準

12,000円以内/10a

市

産地交付金(新市場開拓用米)

新市場開拓用米を生産する農業者等で、複数年(3年以上)契約に取組む場合、面積に応じて交付(対象要件あり)

助成基準

10,000円以内/10a

市

県産地交付金(飼料用米)

飼料用米を生産する農業者に対して交付(対象要件あり)

助成基準

8,000円以内/10a

市

★丹波市ブランド農産物の生産作業委託支援事業

黒大豆・小豆の生産に係る農作業委託費用を補助(対象要件あり)

助成基準

経費の1/3以内(上限50,000円)

産米出荷契約対策

安定した産米数量を確保し有利販売につなげるため、出荷契約数量範囲内の出荷数量に対し奨励金を支払う

助成基準

JA

1袋 100円

水稻土づくり奨励

水稻土壌改良資材のフレコン散布を利用した場合に散布料金を助成

助成基準

JA

散布料無料

水稻共同防除助成

集落の合意形成により、水稻の共同防除を集落単位で実施した場合に助成

助成基準

JA

500円/10a

フレコン出荷対策

JAへフレコンで出荷する場合、計量器等整備費用の一部を助成

助成基準

JA

整備費用の1/2(上限10万円)

産米大口出荷奨励

大規模稲作農家の支援として奨励金を支払う

助成基準

JA

産米出荷量に応じた助成



黒大豆

市

黒大豆種子購入費助成

黒大豆の種子を購入し、栽培する場合に種子購入費の一部を助成（購入の下限量 1.0kg）
※枝豆出荷を含む

助成基準

購入費用の 1/4 以内

市

★丹波市ブランド農産物の生産作業委託支援事業

黒大豆・小豆の生産に係る農作業委託費用を補助（対象要件あり）

助成基準

経費の 1/3 以内（上限 50,000 円）

黒大豆・黒枝豆種子助成

黒大豆・黒枝豆種子の予約購入費用の一部を助成

（購入下限量・要件あり）

助成基準

購入金額の 1/2

JA

黒大豆大口出荷奨励

黒大豆大口出荷者の出荷に対し、奨励金を支払う

助成基準

JA

黒大豆出荷量に応じた助成

栗

市

丹波栗の郷づくり推進事業

丹波栗の生産環境の整備として、剪定を行う場合、費用の一部を助成（上限・要件あり）

助成基準

事業経費の 1/2 以内

市

丹波栗の郷づくり推進事業

丹波栗の生産環境の整備として、凍害対策を行う場合、費用の一部を助成（上限・要件あり）

助成基準

事業経費の 1/2 以内

市

丹波栗の郷づくり推進事業

丹波栗の生産環境の整備として、獣害等被害対策を行う場合、費用の一部を助成

（上限・要件あり）

助成基準

事業経費の 1/2 以内

市

栗苗木購入費助成

栗の苗木を購入し、栽培する場合に種子購入費の一部を助成（購入の下限 5 本）

助成基準

購入費用の 1/2 以内
上限 500 円/本以内

市

丹波栗生産環境整備事業

丹波栗の剪定および病虫害防除の委託を行う場合、委託費の一部を助成

（上限・要件あり）

助成基準

委託費用の 1/2 以内

市

丹波栗新植事業

丹波栗の新植事業に要する経費の一部を助成（上限・要件あり）

助成基準

対象経費の 1/2 以内

栗大口出荷奨励

栗大口出荷者の出荷に対し、奨励金を支払う

助成基準

JA

出荷量に応じた助成

栗剪定作業奨励

栗剪定作業を JA に委託した場合、作業料金の一部を助成（上限 2 万円/10a）

助成基準

JA

作業料金の 1/2

栗苗木助成

栗苗木の予約購入費用の一部を助成

（購入下限量・要件あり）

助成基準

JA

購入金額の 1/3

小豆

市

小豆種子購入費助成

小豆の種子を購入し、栽培する場合に種子購入費の一部を助成（購入の下限量 1.5kg）

助成基準

購入費用の 1/2 以内

市

★丹波市ブランド農産物の生産作業委託支援事業

黒大豆・小豆の生産に係る農作業委託費用を補助（対象要件あり）

助成基準

経費の 1/3 以内（上限 50,000 円）

小豆種子助成

大納言小豆種子の予約購入金額の一部を助成（購入上限下限量あり）

助成基準

JA

購入金額の 1/2

小豆共同防除助成

集落の合意形成により、小豆の共同防除を集落単位で実施した場合に一定額を助成

助成基準

JA

500 円/10a

大納言小豆大口出荷奨励

大納言小豆大口出荷者の出荷に対し、奨励金を支払う

助成基準

JA

出荷量に応じた助成

小豆作業支援対策

刈取作業の負担軽減のため、刈取機の貸し出しに対して利用料の一部を助成

助成基準

JA

利用料金の 1/2



山の芋

市

山の芋種子購入費助成

山の芋の種子を購入し、栽培する場合に種子購入費の一部を助成（購入の下限量 50kg）

助成基準

購入費用の 1/3 以内

山の芋大口出荷奨励

山の芋大口出荷者の出荷に対し、奨励金を支払う

助成基準

JA

出荷量に応じた助成

山の芋種子助成

山の芋種子の予約購入費用の一部を助成（購入下限量あり）

助成基準

JA

購入金額の 1/3

その他作物

市

戦略作物助成

下記の対象作物を生産する場合に面積に応じて交付金を交付(対象者要件あり)

対象作物

麦・大豆・WCS・加工用米・米粉用米・飼料用米・飼料作物

市

産地交付金(基本)

下記の対象作物を生産する場合に面積に応じて交付金を交付(対象者要件あり)

対象作物

小豆・山の芋・枝豆(黒大豆)・薬用作物・ごま・花き・花木等

市

県産地交付金(野菜)

集落営農や認定農業者等が露地で野菜10a以上作付する場合に交付(対象者要件あり)

助成基準

3,000円以内/10a

市

産地交付金(戦略作物の二毛作)

戦略作物(麦・大豆・飼料作物等)同士で二毛作を行うほ場について加算

助成基準

12,000円～
15,000円以内/10a

その他

市

種子等購入費助成

特定の種子等を一定量以上購入した場合に購入経費の一部を助成

対象作物 (要件あり)

黒大豆(枝豆出荷を含む)、小豆、山の芋、麦、粟、スイートコーン、若松、ブルーベリー、黒ごま、にんにく、緑肥ソルゴー、ヘアーベッチ、薬用作物

市

有機JAS認証推進事業

有機JAS認証申請経費の一部を助成

助成基準

経費の8/10以内
上限10万円、10円未満切捨て

市

土づくり対策事業

肥料販売業務開始届出を提出した業者から市内で生産された堆肥を購入し同一業者に散布を依頼した場合、散布費用(堆肥代含む)の一部を助成

助成基準

費用の1/5以内

市

環境保全型農業直接支払交付金

緑肥の作付け、堆肥の施用、有機農業等の環境に配慮した営農を行う農業者団体等に対して補助金を交付(要件あり)

助成基準

取組の実施面積による

市

産地交付金(耕畜連携)

有畜農家と契約をしているほ場で、堆肥の散布を行い、飼料作物を作付する場合について交付(対象者要件あり)

助成基準

12,000円～
15,000円/10a

市

特産振興作物ブランド化推進事業

特産物のブランド化を推進するための情報提供等の経費の一部を助成(対象者要件あり)

助成基準

経費の1/2以内

市

GAP認証推進事業

GAP認証取得に係る経費の一部を助成

助成基準

費用の10/10以内
個人：上限11万円
団体：上限11万円×
(√経営体+2)

市

農産物等輸出支援事業

丹波市産の農産物等またはそれを原料とする加工食品の輸出に係る経費、加工食品の生産期間の経費の一部を助成(上限あり)

助成基準

経費の1/2以内

基幹出荷者奨励金

JA直売所へ年間を通じて一定額以上出荷した生産者に対して奨励金を支払う

(委託販売品)

助成基準

JA

年間売上額の1%

端境期出荷奨励金

JA直売所へ1～3月の端境期出荷に対して奨励金を支払う(委託農産物のみ)

助成基準

JA

1～3月の売上金の5%

新規出荷者奨励金

JA直売所へ年間を通じて一定額以上出荷した新規出荷者に対して奨励金を支払う

(要件あり・委託販売品)

助成基準

JA

年間売上額の1%

特産物排水対策支援

排水対策をして、栽培ほ場の周辺溝堀(額縁明渠)作業をJAに委託した場合に作業料金の一部を助成

助成基準

JA

作業料金の1/2

② 機械・施設助成

機械

市

農業法人活性化支援事業

法人化・雇用拡大等に取り組む経営体に対して、経営の多角化・高度化に必要な機械の導入経費等について支援(上限・要件あり)

助成基準

導入費用の一部

共同機械導入助成

地域・農会・集落営農組織等が共同機械を導入する場合、導入費用の一部を助成

助成基準

JA

導入費用の一部



ハウス

市

軟弱野菜等栽培ハウス設置事業

軟弱野菜等の栽培を目的とするハウス等の設置に係る費用の一部を助成(上限あり)

助成基準

ハウス設置 1/4 以内
かん水設備 1/3 以内

パイプハウス設置助成

軟弱野菜あるいは JA が定める主要特産物の出荷を目的としたハウスの設置に対して経費の一部を助成

助成基準

JA

設置経費の一部を助成

③ 畜産振興

助成

市

但馬牛増頭促進事業

育種価の高い母牛から生産された子牛及び10歳未満の経産牛導入に係る経費を助成（JAへ届出が必要）

助成基準

3/4 以内
（60,000円以内/1頭）

市

産乳奨励助成事業

経営のために乳牛を飼育している場合、搾乳に係る経費について一定額を助成（上限25万円）

助成基準

1,000円以内/1,000kg

市

乳用牛及び肉用牛防疫対策事業

経営のために乳牛及び肉用牛を飼育している場合、異常産4種混合ワクチン接種経費を助成

助成基準

650円以内/1頭

市

畜産経営安定化支援事業

牛の削蹄に係る費用の一部を助成（要件あり）

助成基準

一頭あたり
乳牛 3,600円の1/3以内
和牛 3,500円の1/3以内

市

但馬牛防疫対策事業

牛伝染性リンパ腫検査費用の一部を助成（要件あり）

助成基準

一頭あたり
1/3以内



④ その他

市

6次産業化ネットワーク活動交付金事業

新商品の開発、販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備費用等の一部を助成

助成基準

（上限あり）
推進事業 1/2 以内
施設整備事業 3/10 以内

市

農産物展示商談会 出展支援事業

丹波市農産物の販路拡大、PRのために出展するイベントの経費を助成（認定農業者、団体等が対象）

助成基準

（上限・要件あり）
1/2 以内

農業資金活用助成

JA要領で指定した農業資金を借入した場合、借入利息および保証料を一定期間全額助成

JA

災害対策支援助成

主要特産物において災害等により著しく収益が減少し、組合長が必要と認めた場合に支援金を支払う

JA

担い手育成

① 集落営農

市

農地利用効率化等支援交付金

経営改善に取り組む場合に必要の機械又は施設の導入にかかる費用の一部を助成

(上限・要件あり)

助成基準

事業費の 3/10 以内

市

集落営農等支援事業

農業生産、加工等に係る施設の建築費、または農作業機械購入費の一部を助成

(上限・要件あり)

助成基準

購入費用等の 1/4 以内

集落農地一括経営委託支援

集落内でほ場を団地化し、一定規模以上の農地を JA へ一括経営委託した場合に助成

助成基準

JA

一括経営委託した場合

② 新規就農

市

認定新規就農者等育成支援事業

丹波市の認定を受けた認定新規就農者等に対して、農業を生業とできる環境整備を支援 (上限あり)

助成基準

機械導入 1/2 以内

施設導入 1/2 以内 等

市

新規就農者等育成支援事業

新規に就農しようとする者を雇用し、技術の取得及び就農支援が出来る事業者に対して賃金の一部を助成

助成基準

雇用賃金の 1/2 以内

(月額上限 5 万円 最大 12 ヶ月)

市

新規就農者等育成支援事業

丹波市の認定を受けた新規就農者等に対して、地域定着及び育成を支援

助成基準

家賃の 1/2 以内 (戸建)

(月額上限 4 万円 最大 12 ヶ月)

市

経営開始資金

認定新規就農者に対して経営が不安定な就農直後 (就農後 3 年以内) の所得を確保 (要件あり)

助成基準

150 万円/年

市

★新規就農者ほ場改善支援事業

新規就農者のほ場改善に係るバックホーの借上げ料の一部を助成 (上限・要件あり)

助成基準

対象経費の 1/2 以内

農業施設貸与事業

認定新規就農者等に貸与する施設・機械の整備に係る経費の一部を助成 (上限あり)

助成基準

JA

認定新規就農者 1/2 以内
農業法人等 1/3 以内

新規就農者支援

丹波市が認定した新規就農者で、JA への農産物出荷額が一定水準に達した場合に初期投資額の一部を助成

助成基準

JA

初期投資額の一部



③ 認定農業者

<p>市</p> <p>担い手農業者等育成助成事業</p> <p>農業用施設建築費または農業用機械購入費の一部を助成 (上限あり・要件あり)</p> <p>助成基準 購入費用等の1/4以内</p>	<p>市</p> <p>農産物展示商談会 出展支援事業</p> <p>丹波市農産物の販路拡大、PRのために出展するイベントの経費を助成(認定農業者、団体等が対象)</p> <p>助成基準 (上限・要件あり) 1/2以内</p>	<p>市</p> <p>認定農業者法人化支援事業</p> <p>個人の認定農業者が農業経営の法人化を行う際に必要な経費の一部を助成</p> <p>助成基準 株式会社：20万円以内 持分会社：10万円以内</p>	<p>市</p> <p>農地利用効率化支援交付金</p> <p>経営改善に取り組む場合に必要な機械又は施設の導入にかかる費用の一部を助成 (上限・要件あり)</p> <p>助成基準 事業費の3/10以内</p>
--	---	---	---

④ 助成 (対象者要件あり)

<p>市</p> <p>産地交付金 (加算)</p> <p>集落営農や認定農業者等に対して二毛作加算・小豆担い手加算などの交付金を面積に応じて交付</p> <p>助成基準 取組みの実施面積による</p>	<p>市</p> <p>経営所得安定対策 (ゲタ対策)</p> <p>認定農業者、集落営農、認定新規就農者が麦、大豆、そば等を生産販売した場合に助成 (要件あり)</p> <p>助成基準 面積払、数量払による</p>
<p>市</p> <p>経営所得安定対策 (ナラシ対策)</p> <p>認定農業者、集落営農、認定新規就農者の収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、減収額の9割補てん (要件あり)</p> <p>対象作物 米・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用馬鈴薯</p>	<p>市</p> <p>企業等農業参入支援事業</p> <p>丹波市内への農業参入に意欲ある企業等に対して必要となる経費の一部を助成 (要件・上限あり)</p> <p>助成基準 経費の1/2以内 等</p>

⑤ その他

<p>市</p> <p>担い手確保・経営強化支援事業</p> <p>農産物の生産・加工等農業経営改善に必要な機械等取得に係る費用の一部を助成 (上限あり)</p> <p>助成基準 事業費の1/2、融資額、事業費-融資額-地方公共団体等助成額の中の最低額</p>	<p>市</p> <p>丹波市農業経営基盤強化資金利子補給金</p> <p>農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)の借入れにより発生する利子の一部について助成 (要件あり)</p> <p>助成基準 借入額・貸付利率による</p>
<p>生産組合活動助成</p> <p>JAと取引がある農産物生産組織および農作業受託組織等に対して活動経費の一部を助成</p> <p>助成基準 JA 活動経費の一部</p>	

農地保全

① 獣害対策

柵など

市

鳥獣被害防止総合対策事業

野生鳥獣侵入防止柵の整備に係る事業費の補助（国庫事業・県事業）
※農会等が対象

助成基準

事業費の90%以内

市

野猪等被害防止柵等設置事業

農会等が共同利用する防護柵及び鳥獣駆除用のわな購入に係る資材費の助成

助成基準

資材費の80%以内

市

丹波栗の郷づくり推進事業

丹波栗の生産環境の整備として、獣害等被害対策を行う場合、費用の一部を助成（要件・上限あり）

助成基準

事業経費の1/2以内

② その他

農地管理

市

遊休農地再生利用補助事業

遊休農地について新たに所有権の取得又は5年以上の借受を行い、再生作業をする農業者に定額を助成

助成基準

取得又は借受面積に応じた額（2万円以内/10a）

市

耕作放棄地再生・活用支援事業

農地中間管理機構を通じて新たに遊休農地を借り受け、再生作業をする農業者に対して定額を助成（要件あり）

助成基準

借受面積に応じた単価

市

農地中間管理機構集積協力金事業

農地中間管理機構を通じて担い手へ農地を貸し付けた地域に対して協力を支払う（要件あり）

助成基準

貸付面積に応じた単価

市

未整備農地集積奨励支援事業

農地中間管理機構を通じて未整備農地を借り受け、規模拡大を図る経営体に奨励金を支払う（要件あり）

助成基準

借受面積に応じた単価

その他

市

中山間地域等直接支払事業

中山間地域等において農業生産活動を行う場合に面積に応じて一定額を交付（協定の締結が必要）

助成基準

傾斜等に応じた単価

市

多面的機能支払交付金

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための共同活動を行う場合に面積に応じて一定額を交付（要件あり）

助成基準

取組の実施面積による

市

丹波市単独土地改良事業

畦畔や用排水路の補修及び改修等に要する経費の一部を助成

助成基準

農地 40%以内

農業用施設 50%以内

（上限・要件あり）

森林整備

市

簡易土留工設置事業

簡易土留工の設置に必要な経費の一部を助成
(要件あり)

助成基準

設置延長に応じた単価

市

地域の森林づくり活動支援事業

地域組織が行う里山保全や獣害防護柵整備に必要な資材費等の一部を助成

助成基準

整備面積に応じた単価

市

林道整備事業

林道の改良、補修等に必要な経費の一部を助成(要件あり)

助成基準

事業経費の60%以内
(上限120万円)

農業共済

NOSAI

農作物共済(水稲・麦)

風水害、病害、獣害等による水稲や麦の被害に対して共済金を支払う

※加入要件: 10a以上作付

支払基準

選択順位・減収割合による

NOSAI

野生動物被害補償制度

水稲共済で補償されない2割未満の獣害を補償 ※水稲共済加入者が農会単位で加入

支払基準

1割以上2割未満まで補償(引受方式等要件あり)

NOSAI

収入保険

農業者の経営努力ではさげられない収入減少が生じた場合、保険金を支払う ※加入要件: 青色申告を行っている農業者

支払基準

農業収入が一定割合減少した場合

NOSAI

家畜共済(死廃・病傷)

飼養されている家畜が補償対象となる治療を行い、または死亡、廃用事故が発生した際に共済金を支払う

支払基準

加入金額等による

NOSAI

畑作物共済(大豆)

風水害、病害、獣害等による大豆の被害に対して共済金を支払う(加入要件あり)

支払基準

選択順位・減収割合による

NOSAI

園芸施設共済

園芸施設・附帯施設等について、対象事故が発生した場合に共済金を支払う(加入要件あり)

支払基準

被害割合等による

NOSAI

建物共済

建物・家具類等について、対象事故が発生した場合に共済金を支払う(加入要件あり)

支払基準

加入金額等による

NOSAI

農機具共済

農業用機械について、対象事故が発生した場合に共済金を支払う(加入要件あり)

支払基準

加入金額等による

お問い合わせ先

事業の詳細内容等について、

市 の事業は農林振興課まで、JA の事業は JA 各センターまで、NOSAI の事業は兵庫県農業共済組合 丹波事務所までお問い合わせください。

丹波市

産業経済部 農林振興課

〒669-4192

兵庫県丹波市春日町黒井 811 番地

<TEL>

- 農業振興係 0795 - 88 - 5028
- 農政係 0795 - 74 - 1465
- 農村保全係 0795 - 74 - 1707
- 林業振興係 0795 - 88 - 5029

建設部 農地整備課

〒669-4192

兵庫県丹波市春日町黒井 811 番地

<TEL>

- 農地整備係 0795 - 88 - 5158

丹波ひかみ農業協同組合

〒669-3461

兵庫県丹波市氷上町市辺 440 番地

<TEL>

- 柏原営農経済センター 0795 - 72 - 0131
- 山南営農経済センター 0795 - 77 - 0024
- 氷上営農経済センター 0795 - 82 - 8820
- 青垣営農経済センター 0795 - 87 - 0010
- 市島営農経済センター 0795 - 85 - 0020
- 春日営農経済センター 0795 - 74 - 3190
- 畜産センター 0795 - 82 - 6136
- 農機センター 0795 - 74 - 0169

兵庫県農業共済組合 丹波事務所

〒669-4192

兵庫県丹波市春日町黒井 811 番地

<TEL> 0795 - 74 - 1474 <FAX> 0795 - 71 - 9001

JA の助成について

- * 各助成項目とも予算枠があり、申込あるいは該当者多数により超過した場合は、予算の範囲内で按分させていただきます。
- * 各項目とも詳細な支出要件がありますので、詳しくは営農経済センター等にお問い合わせください。
- * 次年度以降は、内容を一部変更することがございます。予めご了承ください。